

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

福岡県糟屋郡久山町長

公表日

平成31年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付、保険税の賦課及び徴収等を行う。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険の資格に係る事務・国民健康保険被保険者証等に係る事務・国民健康保険の給付に係る事務・一部負担金減免等に係る事務・国民健康保険税の賦課及び徴収に係る事務・国民健康保険税の減免等に係る事務・国民健康保険の各種届出に係る事務・国庫補助等の算定及び申請に係る事務
③システムの名称	国民健康保険(資格・税)システム 収納・口座システム 宛名管理システム 中間サーバ 次期国保総合システム 国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名

個人資格ファイル 所得ファイル 賦課情報ファイル 収納情報ファイル 口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第27,42,43,44,45の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第20,25,26条 <情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 2 別表第二省令第2,3,4,5,19,20,22,25,33,43,46,49,53条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民生活課
②所属長の役職名	町民生活課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 委託しない		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 提供・移転しない		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
8. 監査					
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

变更箇所